

軽減税率で減る分の穴埋め

インボイス効果2千億円

来年10月の消費増税での軽減税率導入で減る税収の穴埋めとして、売上高1千万円以下で消費税が免税される中小事業者が、自ら課税事業者に移ることに伴う税収増が想定されていることがわかった。軽減税率に

合わせてインボイス（適格請求書）が導入され、課税事業者と取引する免税事業者の一部が課税事業者へ移るとみられ、財務省は税収増を見込んでいる。消費増税では飲食料品などの軽減税率が導入され、

モノの売り手の事業者が買い手の事業者に対し、消費税の適用税率や税額を伝えるために発行する請求書。事業者が仕入れ元に払った税額を差し引いて正確



インボイス

に納税するため、軽減税率が普及する欧州で普及。日本でも軽減税率が始まる来秋の消費増税の4年後の23年10月に導入される。課税事業者が発行し、品目ごとの税率や税額、事業者の登録番号などが記される。

税収が年1兆円分目減りする。約7千億円分はすでに穴埋めのめどがついているが、残る約3千億円分が焦点になっている。財務省は2千億円程度をインボイス導入による増収、1千億円程度を社会保障見直しで確保したい考えだ。

ただインボイス導入は増税4年後の2023年10月で、その間の目減りは穴埋めできない。社会保障見直しは反対が根強い。財務省は政府・与党と調整し年末までに結論を出す考えだが、議論は難航も予想される。約1兆円の税収目減り分については、今年度内に代替財源を確保することが法律で決まっている。目減り分のうち、4千億円分は低所得者の医療や介護の負担を軽くする総合合算制度の見送りで充てる。たばこ増税と所得税見直しでも3千億円程度の増収になる見通しだ。

消費税納税義務がない免税事業者はインボイスを発行できない。インボイス導入後に課税事業者が免税事業者から仕入れる際、課税事業者は仕入れ分の消費税額の控除ができず納税負担が増す可能性がある。免税事業者は取引継続のため一部が課税事業者に移るとみられている。（伊藤舞虹）